

鳥羽市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として講じた措置について市長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成25年10月28日

鳥羽市監査委員 村 林 守

鳥羽市監査委員 浜 口 一 利

記

監 査 の 種 類	平成24年度 定期監査	
監 査 実 施 期 間	平成24年6月29日～8月10日	
結 果 区 分	所見（検討事項）	
課・係名等	指摘の内容	措置の内容等
税務課	<p>支払方法について</p> <p>市税徴収アドバイザー契約書によると、相続財産管理人及び清算人報償を年度当初に支払う旨規定されているが、年度末での支払となっていた。相続財産管理人及び清算人報償については、個々の案件ごとに支払しており、契約書が実態にそぐわない支払方法となっていることから、契約書の見直しを検討されたい。</p>	<p>契約書の見直しを検討した結果、相続財産管理人及び清算人報償は、現状に即して案件の選任時に報償が支払われるように契約内容を見直しました。</p>
会計課	<p>備品の管理について</p> <p>備品の管理や更新等において、その取扱方法に不明瞭なものが見られ、管理の状態が十分とは言い難い状態であった。全庁的に統一的な事務取扱となるよう、必要に応じ、規則の見直しを検討されたい。</p>	<p>備品管理については、システム導入時に、各課への取扱方法の徹底が不十分であったため、管理が統一されていない状態となっていた。</p> <p>現在、各課の実態を聞き取りしながら、管理についての指導をするとともに、帳票についても見直しをすすめている。</p> <p>また、会計規則における財産部門での物品について、ワーキンググループを立ち上げて見直しを検討中である。</p>

<p>総務課</p>	<p>スクーターの利活用について</p> <p>スクーターについては、現在集中管理で使用され、本庁に配置されているが、運転日誌を確認したところ、利用率は依然として低かった。利用促進を図るため、配置場所等について検討されたい。</p>	<p>契約管財係が本庁で管理する 2 台のスクーターの内 1 台を教育委員会総務課に所管替えをして開発公社管理棟に配置することにより、出先から本庁及び近距離移動の手段として利用促進を図りました。</p>
------------	---	---